

大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針【概要】

教育委員会事務局学事課(学事・適正配置グループ)

指針策定の主旨

平成 22 年答申に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と教育委員会が連携し、保護者や地域住民を主体とした適正化の取組みをより円滑に推進することが重要であり、本指針を策定する。

I これまでの経過

○平成 16 年答申では児童数が 120 名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期に来ており、特に複式学級を有する学校等については、その解消の検討を始めるべきである。

↳ 大阪北小学校の扇町小学校との統合(平成 19 年 4 月)

○平成 20 年答申では 12～24 学級を適正規模と再整理。全学年単学級の小学校を適正化の検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきである。

↳ 極めて小規模な 3 校より、順次、地域・保護者への説明を開始
中津南小学校の中津小学校との統合(平成 22 年 4 月)

○平成 22 年答申では 11 学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、児童数が 120 名を下回る(分類①②に該当)小学校について、速やかに「統合」を進めるべきである。

↳ 該当 6 校について、地域・保護者への説明を開始

速やかに「統合」に向けた調整を
進める必要がある小学校

- ① 複式学級を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が 20 名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が 120 名を下回る状況であり、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みが立っていない小学校

今後の児童数の推移を注視し
順次取組みに着手する小学校

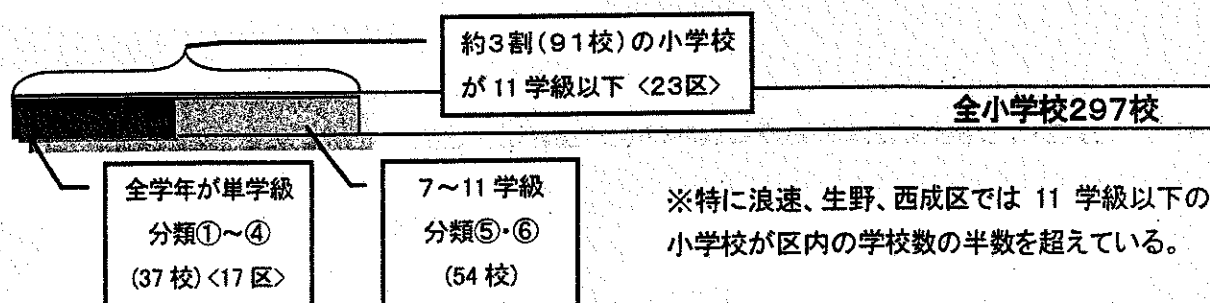
- ③ 現在児童数が 120 名以上の状況ではあるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在 7 学級以上 11 学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7 学級以上 11 学級以下の状況にあると見込まれる小学校

○平成 25 年 12 月に適正化の取組みをより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受ける。

II 児童数の推移及び現状

○児童数等の推移 児童数は、昭和 54 年度(約 24 万 2 千人)と平成 25 年度(約 11 万 5 千人)を比較すれば半減しているにもかかわらず、学校数は反対に増加(290 校→297 校)。

○大阪市の小学校の現状(平成 25 年 5 月 1 日現在)



Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方

平成 22 年答申を起点とし、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的に地域を主体とした取組みを区長と教育委員会が連携して進める。

1 対象校と取組みの優先順位

対 象 校 11 学級以下の小学校

優先順位 分類①・②を最優先とし、原則、分類③～⑥については、より小規模化が進んでいる学校から順次取組みを検討する。

ただし、分類⑥については、学級数、児童数を注視し、取組みの是非を見極める。

2 適正配置の手法

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「校区の変更」についても検討する。

3 適正配置の基本的な考え方

- ◇ 適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ◇ 適正配置対象校と適正規模校の統合は、適正規模校が存続校とする。
- ◇ 学校名は双方の地域に配慮して定める。

4 適正配置相手校の選択基準

同一中学校区にあり、校区が隣接している小学校とする。

5 適正配置において満たすべき条件

- ◇ 原則、適正規模(12～24 学級)になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離が概ね 2km 以内になること。
- ◇ 通学路の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

6 基本的な協議の進め方

区長と教育委員会が連携して、児童の良好な教育環境を構築していくとの観点に立ち、保護者、地域住民が主体となって、新しい学校づくりに関われるように取組みを進める。

7 統合を進める上で配慮すべき事項

- ◇ 児童の心理的な負担軽減策(交流事業等)に配慮する。
- ◇ 保護者に過度の経済的負担を与えないよう配慮する。
- ◇ 通学路の安全対策について関係機関(警察等)との十分な調整する。

8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項

- ◇ 新しいコンセプトのもとで、学校の活性化・特色化を図る学校長からの提案を支援する。
- ◇ 閉校する学校の文化的な継承が図れるよう考慮する。
- ◇ 児童にきめ細かい対応ができるよう教員配置について配慮する。

9 統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- ◇ 学校の跡地は、原則、売却を前提とした処分検討地であるが、その処分及び有効活用について、区長を中心とし、関係局が連携して計画的に進める。
- ◇ これまで学校施設は、地元での重要な役割を果たしてきたことから、個々の地元住民の意見や要望を聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討する。

港区の小学校の現状

平成 26 年 5 月 1 日現在

小学校名	児 童 数	学 級 数	現時点での推計
市岡小学校	5 3 0 人	1 7 (3)	
磯路小学校	2 4 3 人	9 (2)	平成 32 年度は 7 学級
三先小学校	4 0 6 人	1 3 (4)	
田中小学校	3 8 7 人	1 2 (2)	
八幡屋小学校	2 1 7 人	8 (2)	平成 28 年度から全学年 単学級
波除小学校	5 5 3 人	1 8 (5)	
築港小学校	2 0 4 人	7 (2)	平成 27 年度から全学年 単学級
南市岡小学校	1 2 4 人	6 (1)	南市岡 3 丁目の校区変 更により単学級が解消 されていく見込み
港晴小学校	2 0 1 人	9 (1)	平成 32 年度は 8 学級
弁天小学校	5 3 4 人	1 7 (4)	
池島小学校	2 5 2 人	1 0 (3)	平成 31 年度から全学年 単学級

※児童数は特別支援学級在籍児童を含む。学級数の()は特別支援学級で外数。

※太字は 11 学級以下の小学校。